

東京都公報

発行
東京都

目次

49

告示

- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…三
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…五
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）…五
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…五
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…七
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…七
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…九
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）…九
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…九
- 都道の路線廃止……………（同）…二
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 東京港臨港地区における分区の指定……………（同）…三
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………（同）…四
- ……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…四
- 東京都立海上公園有料施設の設置……………（同）…五

告示

●東京都告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 環状三号

二 供用開始の区間 江東区白河四丁目二番六地先から同区三好三丁目六番二十七地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和七年三月三十一日

別図

都道環状三号線供用開始略図

江東区白河四丁目～三好三丁目

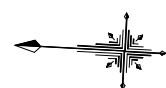
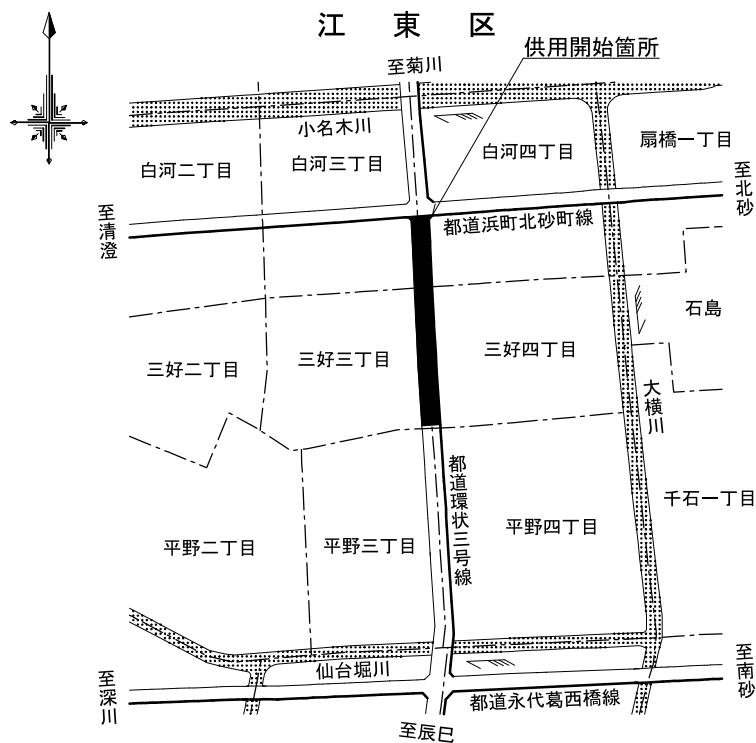
都道

特別区道

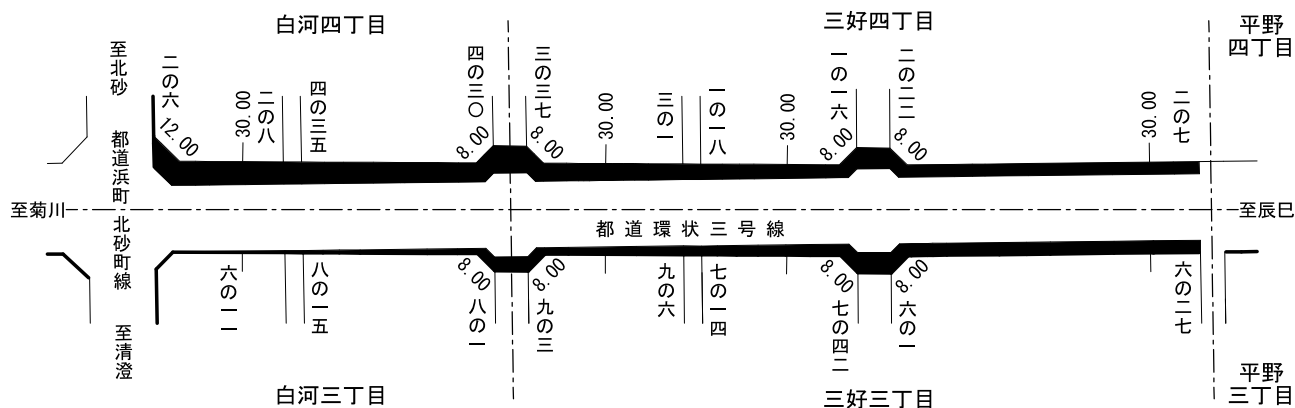
供用開始区域

延長 三四六・〇四メートル

面積 三、〇〇四・二八平方メートル



江東区



●東京都告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

環状三号

二 占用を制限する区間

江東区白河四丁目二番六地先から同区三好三丁目六番二十七地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和七年四月一日

●東京都告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

王子金町市川

二 供用開始の区間

葛飾区柴又四丁目三百九十六番一地先から同所五百十二番四地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

令和七年三月三十一日

●東京都告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

王子金町市川

二 占用を制限する区間

葛飾区柴又四丁目三百九十六番一地先から同所五百十二番四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和七年四月一日

●東京都告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

王子金町市川

二 供用開始の区間

葛飾区東水元二丁目八百八十六番一
地先から同区東金町三丁目二千八百
十三番八地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

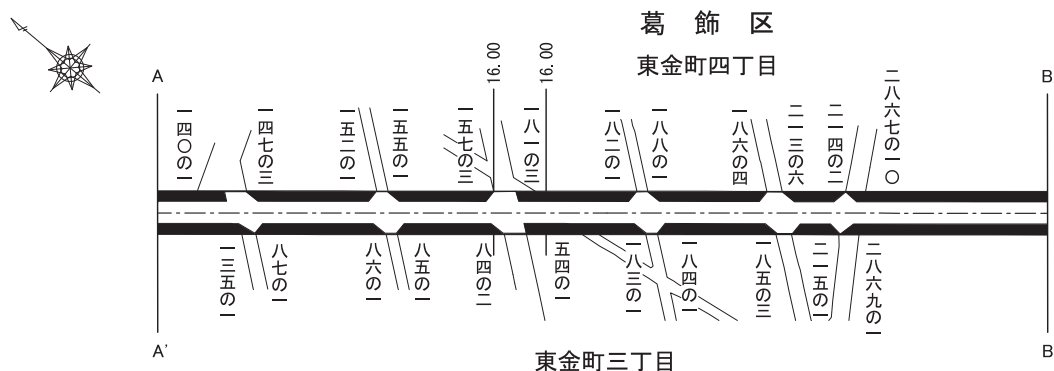
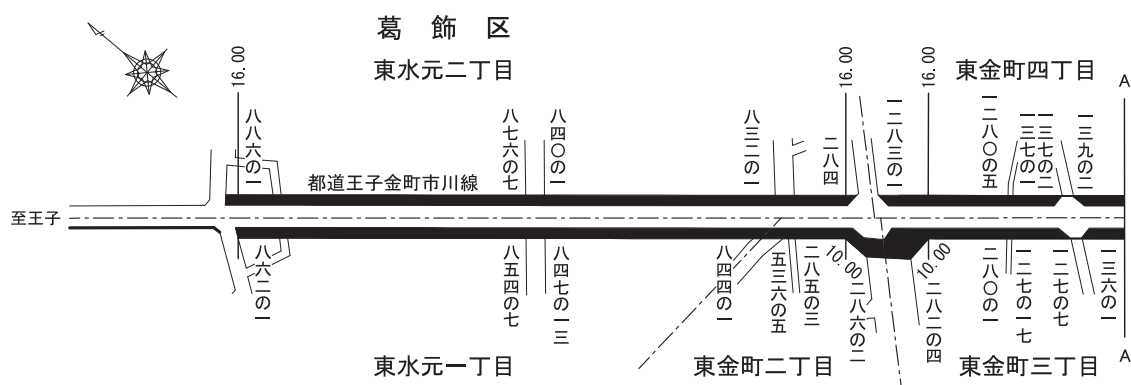
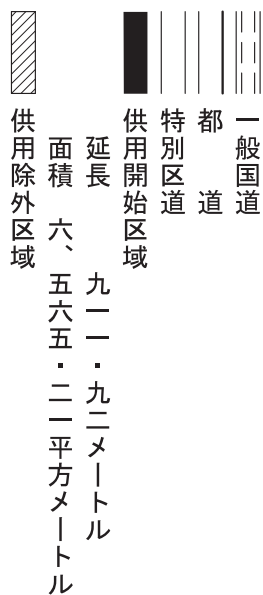
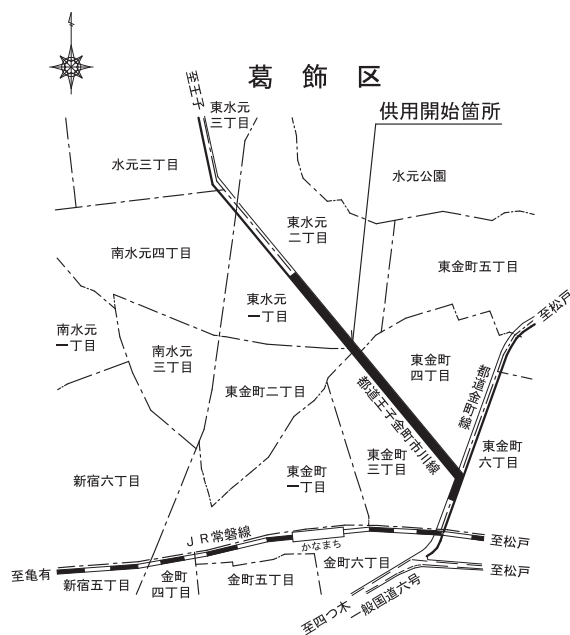
四 供用開始の期日

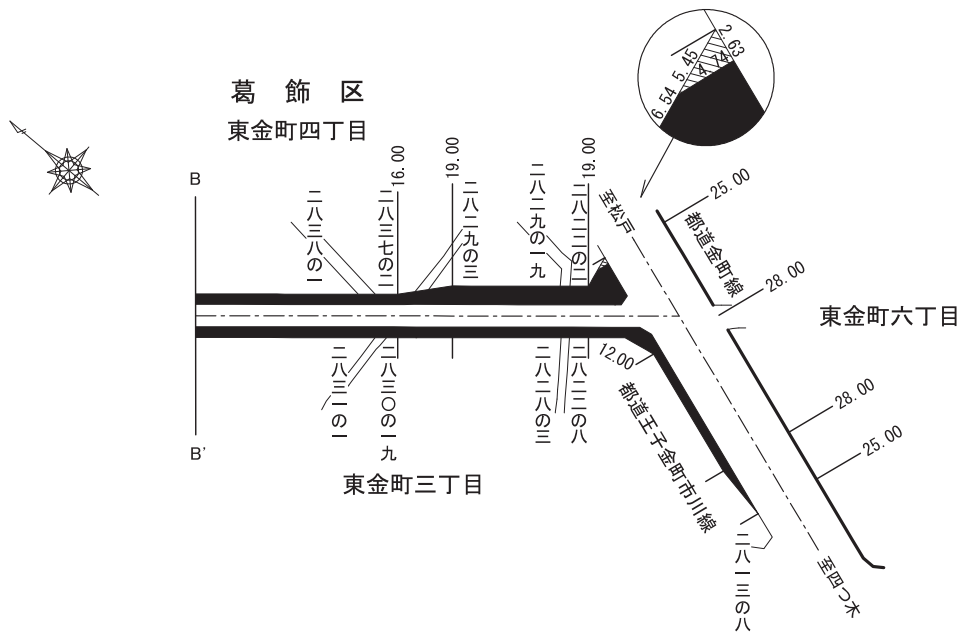
令和七年三月三十一日

別図

都道王子金町市川線供用開始略図

葛飾区東水元二丁目～東金町三丁目





●東京都告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

王子金町市川

二 占用を制限する区間

葛飾区東水元二丁目八百八十六番一地先から同区東金町三丁目二千八百十三番八地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和七年四月一日

●東京都告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

御徒町小岩

二 供用開始の区間

葛飾区西新小岩二丁目五百八十九番九地先から同区東新小岩一丁目二百九十七番一地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

令和七年三月三十一日

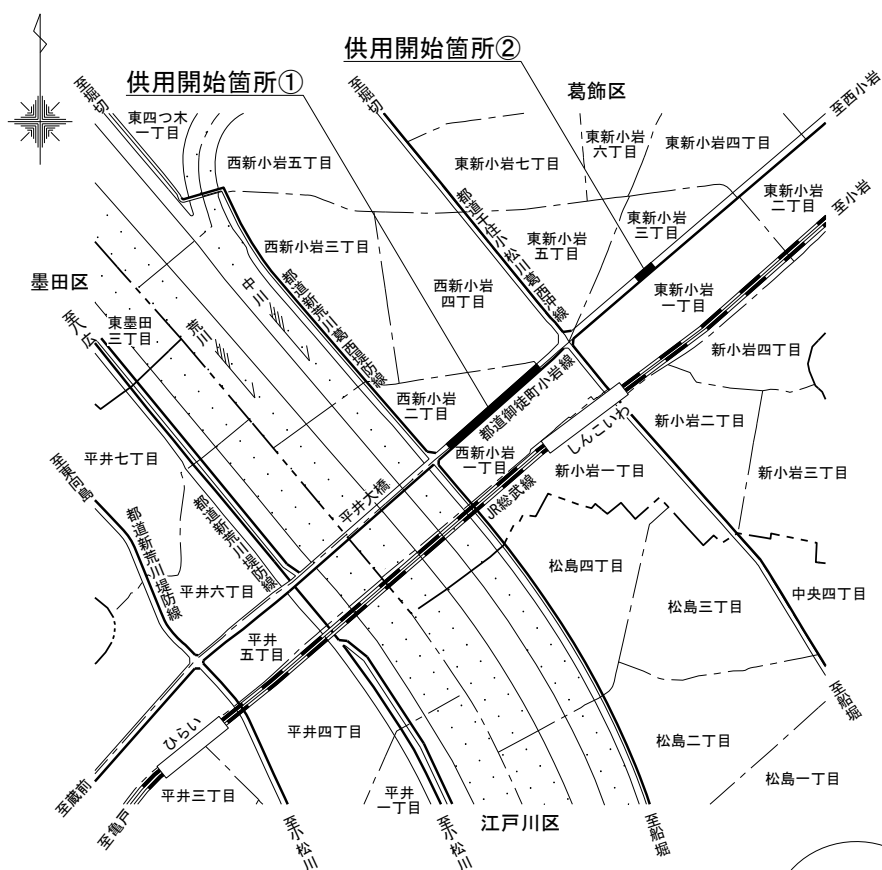
別図

都道御徒町小岩線供用開始略図

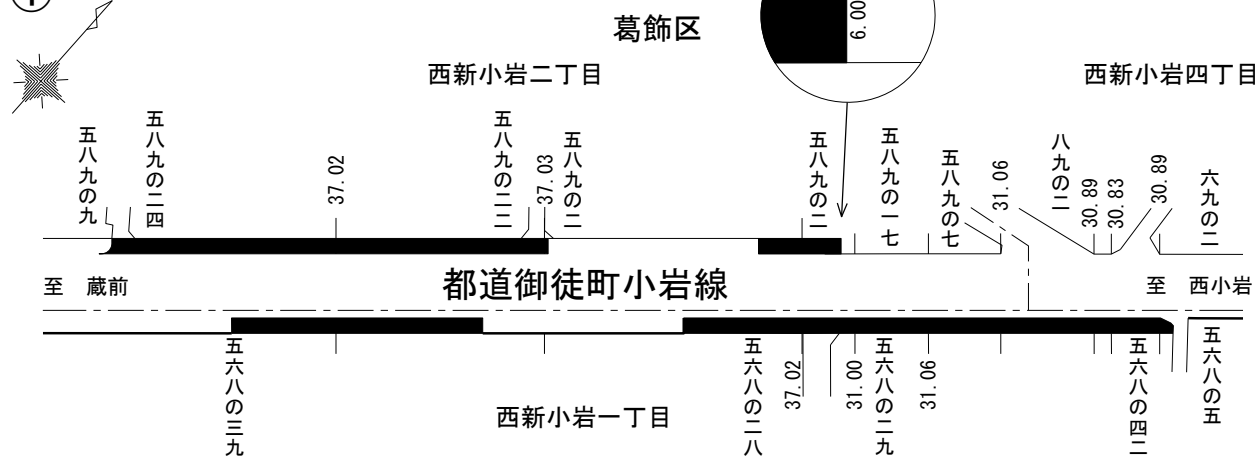
葛飾区西新小岩二丁目、東新小岩一丁目

都道
特別区道
供用開始区域

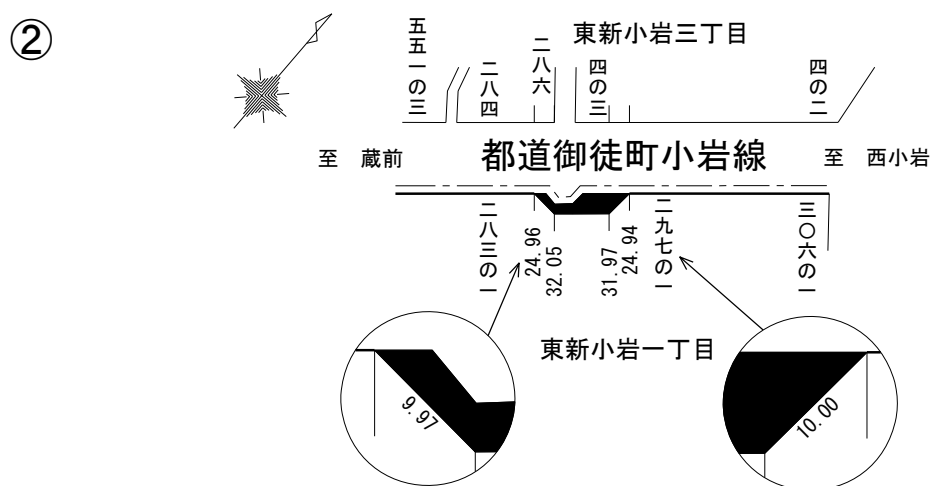
延長 四五一・九六メートル
面積 三、〇八八・三二平方メートル



①



②



●東京都告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

御徒町小岩

二 占用を制限する区間

葛飾区西新小岩二丁目五百八十九番九地先から同区東新小岩一丁目二百九十七番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和七年四月一日

●東京都告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

奥多摩あきる野

二 変更の区間

西多摩郡日の出町大字平井七百五十一番五地先からあきる野市菅生十番一地先まで

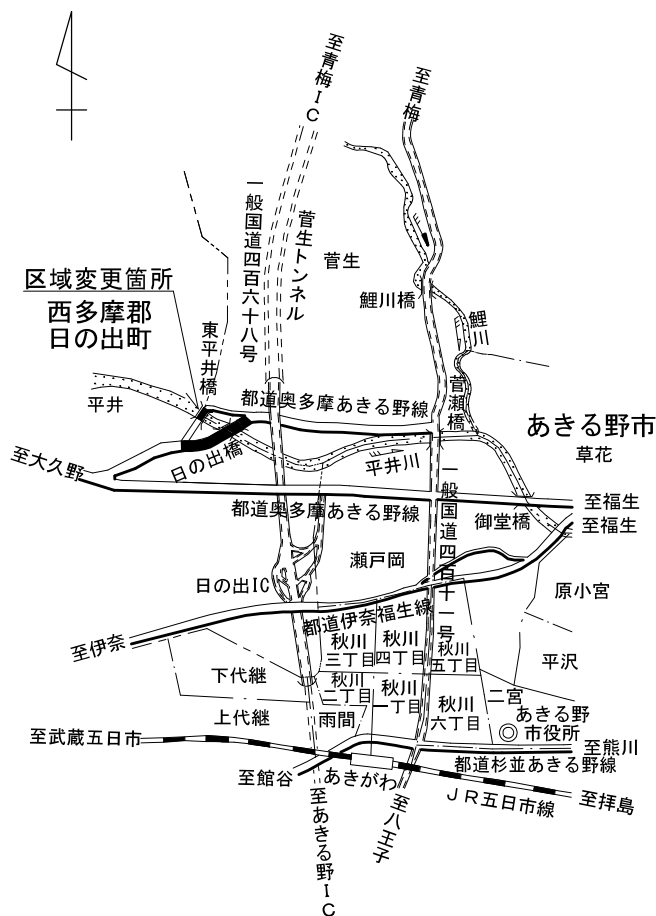
三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

都道奥多摩あきる野線区域変更略図

西多摩郡日の出町大字平井くあきる野市菅生

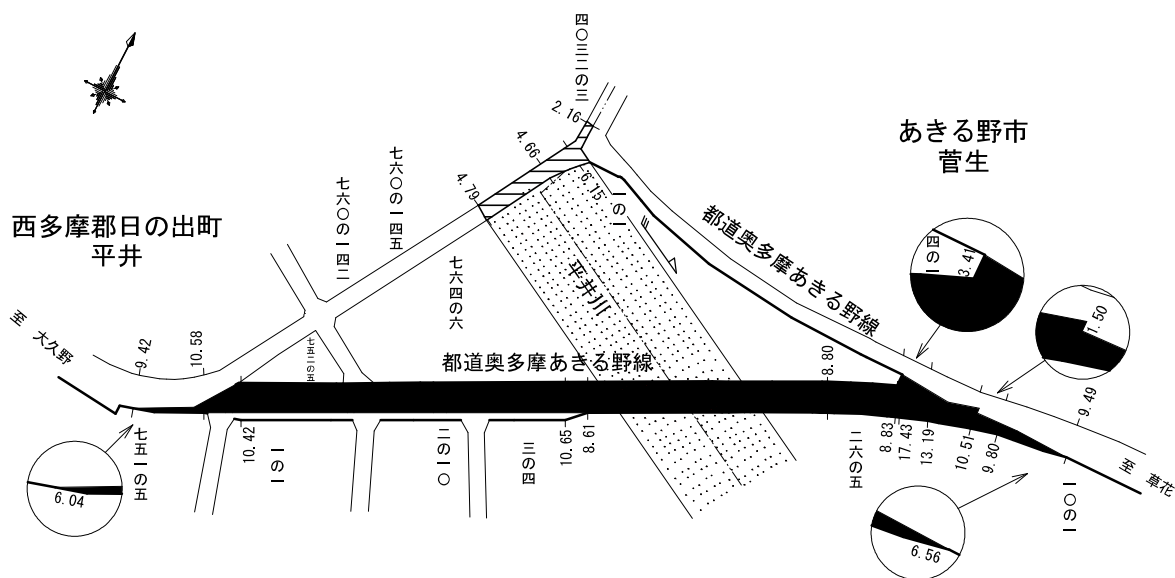


廃止区域
延長
面積

一八四・五二平方メートル

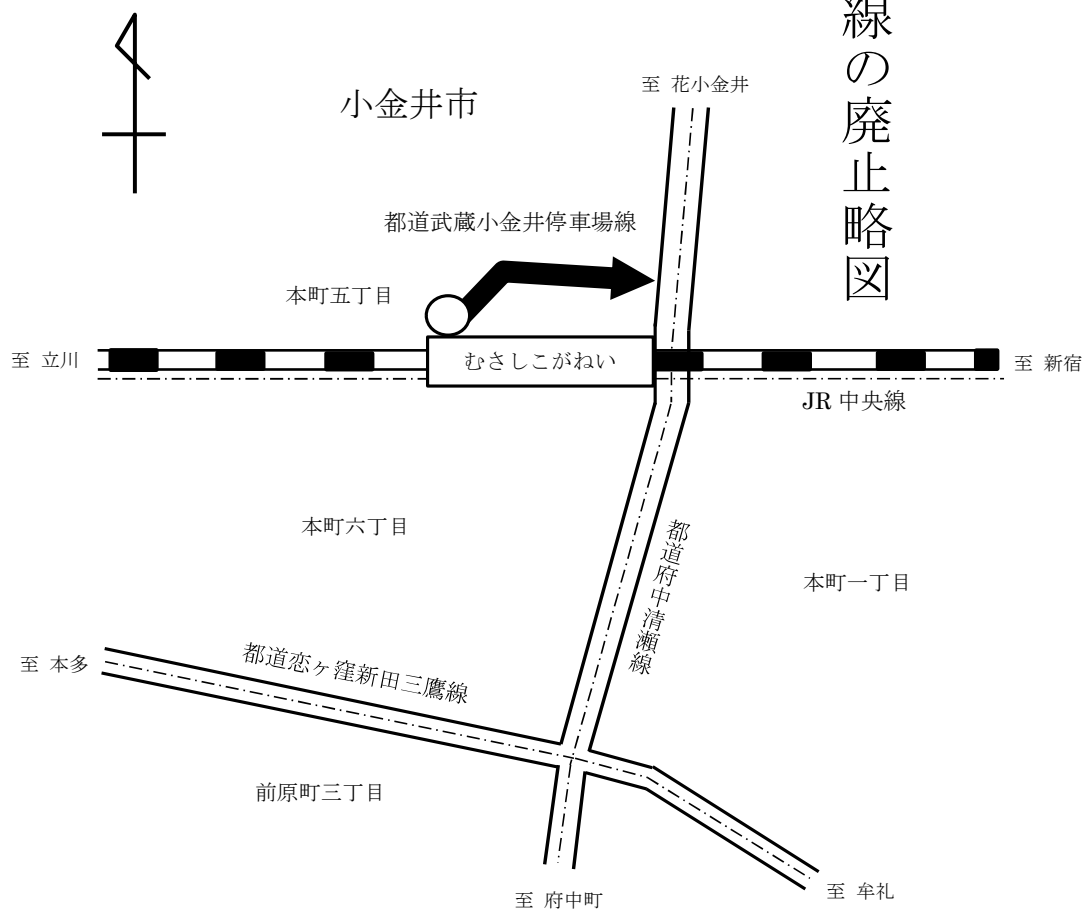
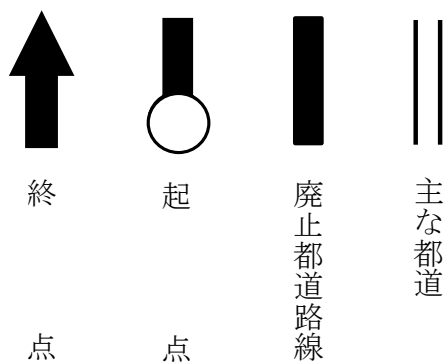
編入区域
延長
面積

二六四・六六平方メートル
一、八九八・九〇平方メートル



別図

都道武蔵小金井停車場線の廃止略図



●東京都告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、都道の路線を次のように廃止する。
その関係図面は、令和七年三月三十一日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 整理番号 一三五
二 路線名 武蔵小金井停車場

三 起点 武蔵小金井駅
四 終点 府中清瀬線交点
五 廃止の概要 別図表示のとおり
六 廃止の期日 令和七年四月一日

●東京都告示第三百七十五号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模及び所在地を次のとおり変更する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規 模		所 在 地		変更年 月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
港湾施設用地	晴海ふ頭地区	四一、六一三	三六、一五八	中央区	中央区	令和七年四月
	港湾施設用地	・六一平方メ	・五〇平方メ	丁目及び同区	丁目	一日
設置用地	1 トル	1 トル	1 トル	晴海五丁目	晴海五丁目	

●東京都告示第三百七十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、東京港の臨港地区の分区を次のように指定する。

なお、関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

東京港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 分区の指定

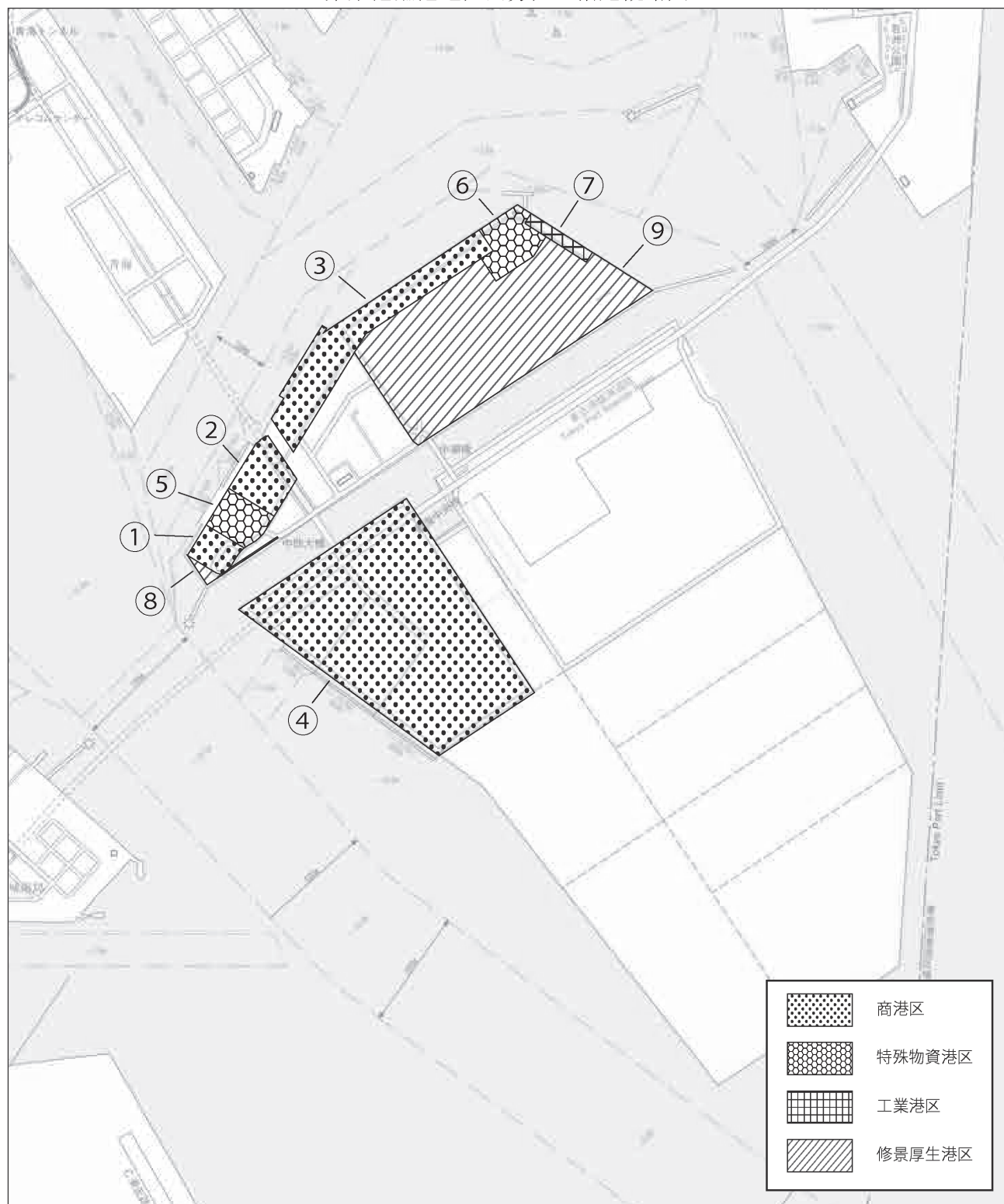
(一) 商港区

- ①江東区海の森二丁目の一部
- ②江東区海の森二丁目及び海の森二丁目の各一部

- ③江東区海の森二丁目及び海の森三丁目の各一部
- ④江東区海の森三丁目地先の一部、大田区令和島一丁目及び令和島二丁目
- (二) 特殊物資港区
 - ⑤江東区海の森一丁目の一部
- (三) 工業港区
 - ⑥江東区海の森三丁目の一部
- (四) 修景厚生港区
 - ⑦江東区海の森三丁目の一部
 - ⑧江東区海の森一丁目の一部
 - ⑨江東区海の森二丁目及び海の森三丁目の各一部

二 分区の指定概略図
次図のとおり

東京港臨港地区内分区の指定概略図



●東京都告示第三百七十七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）

第四条第二項の規定に基づき、東京都立海上公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 東京都立東京港野鳥公園

(一) 区域 別図一のとおり

(二) 面積 変更前 三六三、一〇八・七九平方メートル

変更後 三六五、八三四・六五平方メートル

(三) 変更年月日 令和七年四月一日

二 東京都立有明親水海浜公園

(一) 区域 別図二のとおり

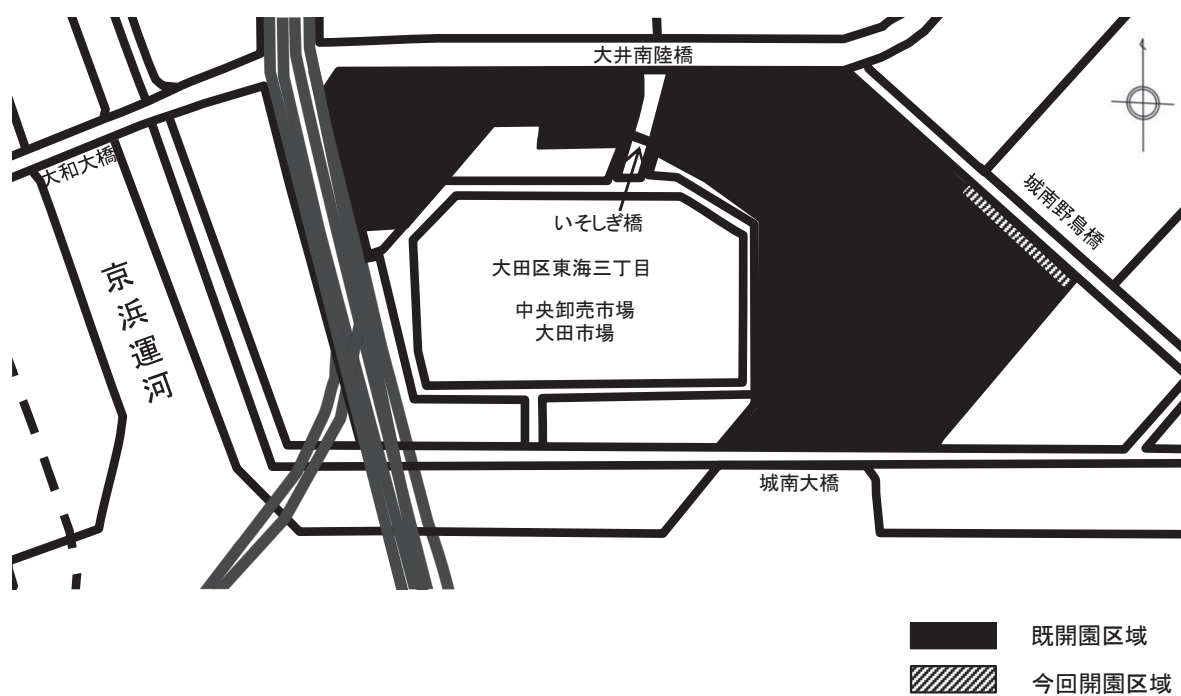
(二) 面積 変更前 八〇、一四二・一九平方メートル

変更後 九四、七〇〇・九四平方メートル

(三) 変更年月日 令和七年四月一日

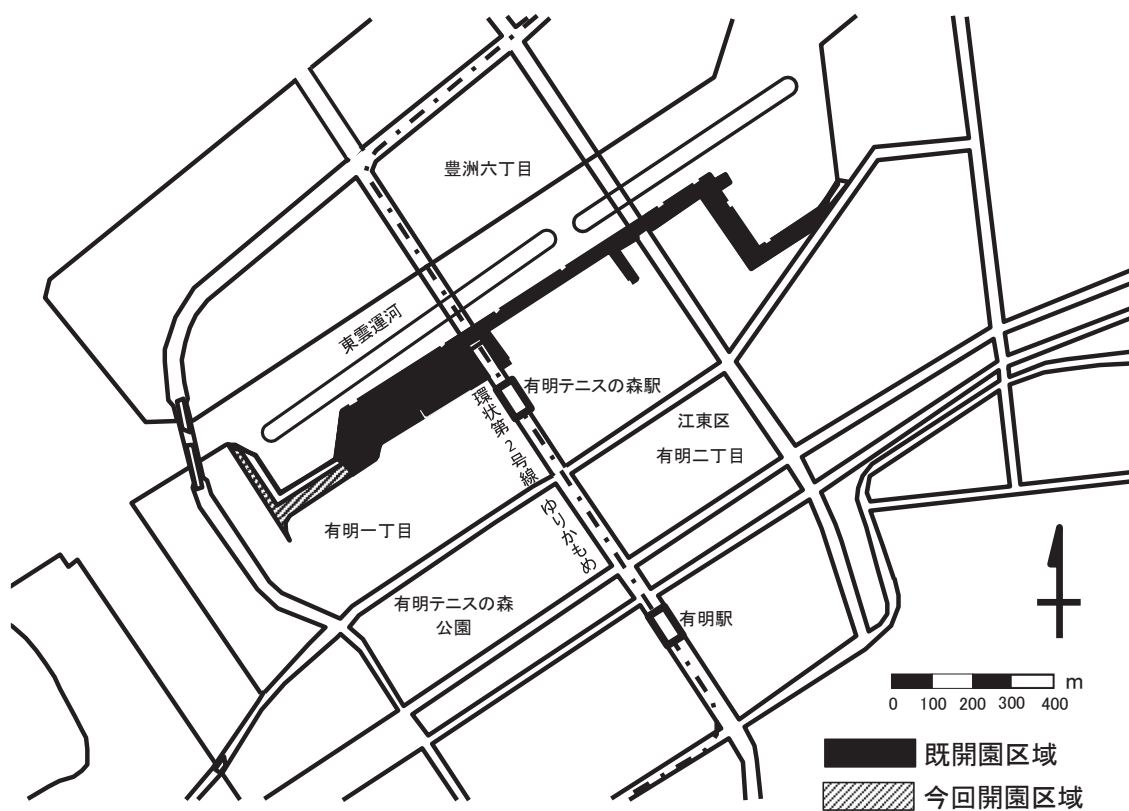
別図1

東京港野鳥公園



有明親水海浜公園

別図2



●東京都告示第三百七十八号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）
第四条第二項の規定に基づき、東京都立有明親水海浜公園
に設置する有料施設の名称等を次のとおり定める。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 有明親水海浜公園ビーチバレー施設

規模 二面

供用開始日 令和七年四月一日

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
	〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
	〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051